

令和7年度県北地域感染症対策連絡会議 (第1回代表者会議、第1回実務者会議合同会議)

本日の内容

- | | |
|------|---------------------------|
| 議 題 | 1 今年度の取組 |
| | 2 今後必要な取組について |
| 情報提供 | 1 栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画について |
| | 2 栃木県感染症予防計画の医療措置協定の締結状況 |
| | 3 とちぎ感染症対応力強化プロジェクトについて |

令和7(2025)年6月12日(木) 18:00~19:00
栃木県県北健康福祉センター

議題

1 今年度の取組

- (1) 令和7年度の会議スケジュール及び計画
- (2) 令和7年度新興感染症訓練

2 今後必要な取組について

令和6年度 第1回代表者会議、第1回実務者会議合同会議

開催日時：令和6(2024)年7月30日(火) 18:30～19:40

議題

- ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた新たな感染症対策に関する取組について
- ・継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制について

会議結果報告書を作成し、全参集機関へ送付。
併せて、当所HPにも掲載。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e54/system/desaki/desaki/documents/240730kaigikekkahoukokusyo.pdf>

継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制

分野・領域	検討事項、内容
対策全般 地域全体の体制	- 県北地域感染症対策連絡会議を設置し、新興感染症発生時等には地域の方針決定および情報共有などの機能、平時には感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能が発揮できるよう運営する - ただし、法や計画では新興感染症等の感染力・感染経路・発生規模などは具体的・詳細に想定されないため各対策をあらかじめ詳細に決定しておくのは難しいこと、状況により柔軟に対応できる対応力・体制こそ重要であることを認識しながら検討する - 医療措置協定の実効性を高めるために必要な取組
自組織・機関での 対応力向上	高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要
他組織・機関との連携	医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進する
入院・病床確保*	- 確保病床使用のための共通認識やルール - 病床確保・利用に関する情報共有のあり方 - 重症患者の入院受入について、地域の方針や体制
発熱外来・検査*	- 発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方 - 受診に関する周知事項の内容や方法
自宅療養者への支援*	- 自宅療養者等への訪問診療体制の確保（役割分担、地区担当制等について） - 療養者の相談先の確保
後方支援*	- 後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール - 後方支援の対応状況の情報共有のあり方
医療人材確保・派遣*	- 人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール - 施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化

*) 主に、栃木県感染症予防計画に定める新興感染症に関するもの

令和6年7月30日 県北地域感染症対策連絡会議

令和6年度 第2回実務者会議

開催日時：令和6(2024)年12月12日(木) 15:30～16:40

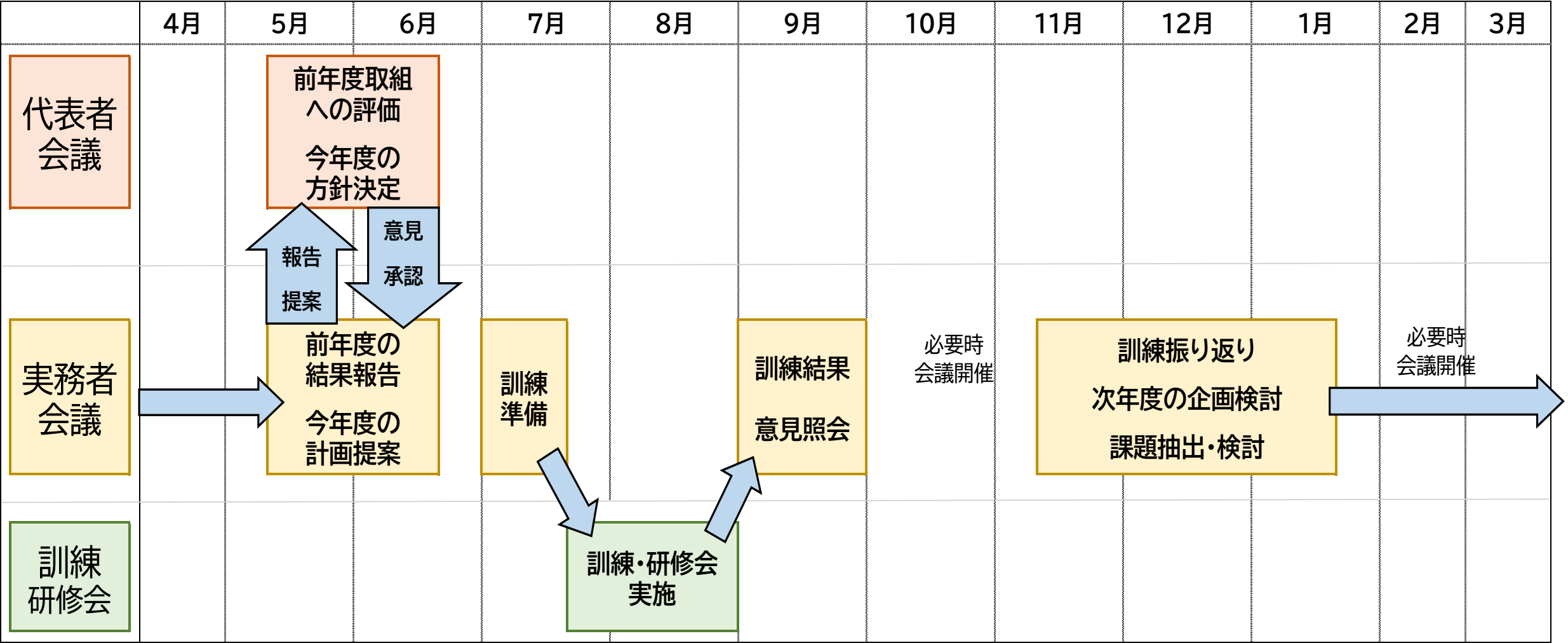
議題

- ・ 県北地域の感染症対策・体制について
- ・ R7年度の計画(訓練、研修会等)

会議結果報告書を作成し、全参集機関へ送付。
併せて、当所HPにも掲載。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e54/system/desaki/desaki/documents/20241212kaigikekkahoukokusyo.pdf>

令和7年度県北地域感染症対策連絡会議の年間スケジュール



フェーズごとに必要となる地域の感染症対策・体制のテーマ

	平時 / 未発生期	海外発生期	国内感染発生早期	流行初期	流行初期以降
全般的なこと	・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進				
	・有事の際の情報共有のあり方を検討	・有事の際の地域の方針決定及び情報共有			
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方		・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制		
	・後方支援の対応状況の情報共有のあり方			・後方支援医療機関の活用方針、受入のルール ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール	
外来等	・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能 ・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化				
	・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方		・受診に関する周知事項の内容や方法		
				・自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について) ・療養者の相談先の確保	

平時/未発生期に進める地域の感染症対策

	感染症対策・体制のテーマ	令和7年度の計画(案) ※栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画に記載 (ガイドラインの策定を待ち、計画内容検討)
全般的なこと	・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進 ・有事の際の情報共有のあり方を検討	☆医療措置協定の締結状況を確認し、各機関の役割や対応方針を確認 ☆☆訓練: R7年度は、那須赤十字病院、那須地区消防本部と連携し実施予定 ☆情報共有: G-MIS等を活用した情報共有体制を構築するための研修や訓練
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方 ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方	☆病床確保、情報共有 入院調整に係る体制構築を進める(県、保健所、医療機関、消防機関等が連携) 医療機関に対し、G-MISを確実に入力するよう要請(確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等) ☆後方支援の情報共有 後方支援、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関の多数の施設や関係者を連携させる。
外来等	・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能 ・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化 ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方	☆☆とちぎ感染症対応力強化プロジェクトによる感染対策コーディネーターの養成(各施設で人員選出、養成研修会は県主催) ☆とちぎ感染症対応力強化プロジェクトの地域アドバイザーを講師とした各施設職員向け研修会の実施(保健所主催) ☆発熱外来 県は、医療機関が入力した外来ひっ迫状況等をG-MIS等で把握する。

☆県・保健所主体 ★関係機関主体 下線部以外:計画内容未定(ガイドライン策定待ち)
注) G-MIS:医療機関等情報支援システム

新興感染症

新興感染症発生・まん延時の医療体制（第8次医療計画の追加のポイント）

概要

- 令和3年の医療法改正により「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加され、令和4年には感染症法改正により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定^(*)を締結する仕組み等が法定化された。
(令和6年4月施行) (*) 病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣
 - 協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた感染症医療及び通常医療の提供体制の確保を図る。
- ※ 新興感染症（再興感染症を含む。）は、感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本とする。感染症法の予防計画や新型インフルエンザ特措法の行動計画との整合性を図る。

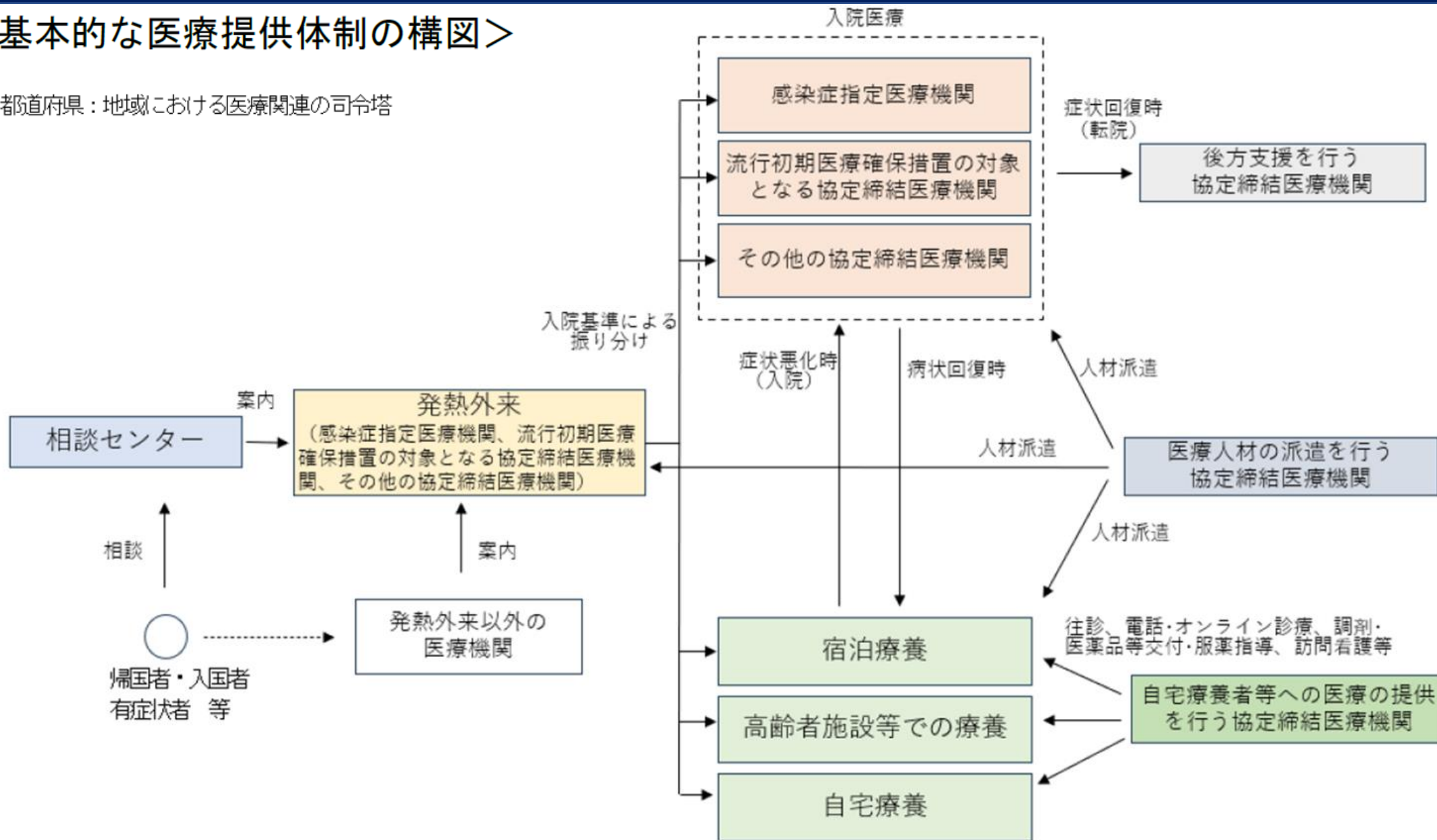
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の対象となる感染症

感染症法	感染症
第6条第7項	新型インフルエンザ等感染症 (新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症)
第6条第8項	指定感染症 (当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
第6条第9項	新感染症 (全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

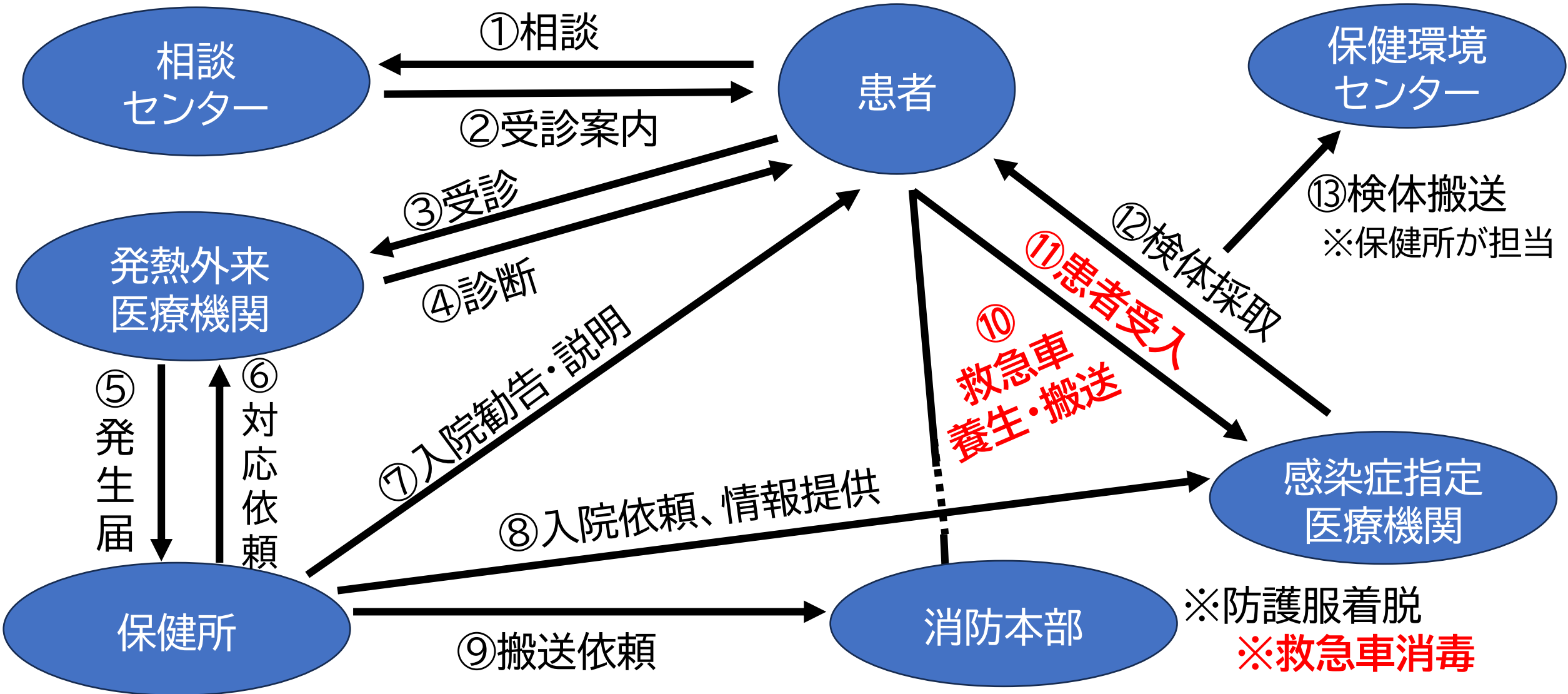
新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(医療に関するガイドラインより)

＜基本的な医療提供体制の構図＞

都道府県：地域における医療関連の司令塔



新興感染症発生時に想定される対応フローイメージ（流行初期）



R7年度 新興感染症等訓練(案)

目的：栃木県感染症予防計画（令和6（2024）年3月改定）に基づき、県北地域における新興感染症等患者発生時に迅速かつ効果的な対応を可能とするため、平時から患者発生を想定した関係機関との実践的な訓練を通し、感染症対策に係る連携体制の構築を図る。

日時：令和7（2025）年8月7日（木） 14:00～16:00

※新型コロナウイルス感染症流行時にはピークアウト後に設ける予備日で実施（感染症の流行状況によって変更の可能性あり）

場所：那須赤十字病院（マイタウンホール、感染症病棟）

- 内容（1）新興感染症発生時のフロー説明
（2）養生した救急車の見学、内部の確認
（3）患者搬送、受入
（4）救急車の消毒

内容及びタイムスケジュール(案)

時刻	内容	担当	補足
14:00	開会挨拶		
	(マイタウンホールに集合) 新興感染症発生時のフロー説明	保健所	マイタウンホールにおいて座学形式 スライド投影にて説明
14:30	(外へ移動)	那須日赤	参加者を誘導
14:40	養生した救急車の見学、内部の確認	消防	予め養生を行った救急車を準備 養生についての説明を受け、内部を見学
15:00	患者搬送、受入	那須 日赤	患者搬送→受入の流れを説明 参加者見学
15:30	救急車の消毒	消防	患者搬送後の救急車の養生解除 消毒方法説明
15:45	質疑応答・講評		
16:00			

感染症対策のために行う訓練について

保健所で行う訓練
当会議を活用した訓練

医療機関が
感染対策向上加算の
施設基準で行う訓練

地域の関係機関の連携体制を
構築するための訓練

医療機関だけでなく、
地域の他の関係機関も
参加する訓練

院内の人材育成や、連携医療機関間
の連携体制を構築するための訓練

※新興感染症患者等を受け入れることを
想定した基本的な感染症対策に係る訓練。
例えば、個人防護具の着脱の訓練が該当。

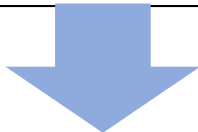
※令和4年3月31日厚労省事務連絡
「疑義解釈資料の送付について(その1)」より

フェーズごとに必要となる地域の感染症対策・体制のテーマ

	平時 / 未発生期	海外発生期	国内感染発生早期	流行初期	流行初期以降
全般的なこと	・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進				
	・有事の際の情報共有のあり方を検討	・有事の際の地域の方針決定及び情報共有			
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方		・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制		
	・後方支援の対応状況の情報共有のあり方			・後方支援医療機関の活用方針、受入のルール ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール	
外来等	・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能 ・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化				
	・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方		・受診に関する周知事項の内容や方法		
				・自宅療養者等への訪問診療体制の確保（役割分担、地区担当制等について） ・療養者の相談先の確保	

平時/未発生期において地域で検討しておくべきテーマ

	感染症対策・体制のテーマ
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・後方支援医療機関の活用方針、受入のルール ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール
外来等	・発熱外来での対応の方針、ルール



医療措置協定が迅速、有効に機能するために

【ご意見をいただきたいこと】

- ・地域の認識/方針/ルールの協議の場/方法
- ・地域の認識/方針/ルールを協議する際に大事なこと
- ・決まった方針/ルールの周知/共有の方法

情報提供

栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画について

令和7(2025)年3月策定

栃木県HPで公開

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/20250327kaitei_shin_ful_koudoukeikaku.html

概要／目的等

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6(2024)年7月に新型コロナウイルス等対策政府行動計画が改定されたことを受けて、栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を令和7(2025)年3月に改定を行う。

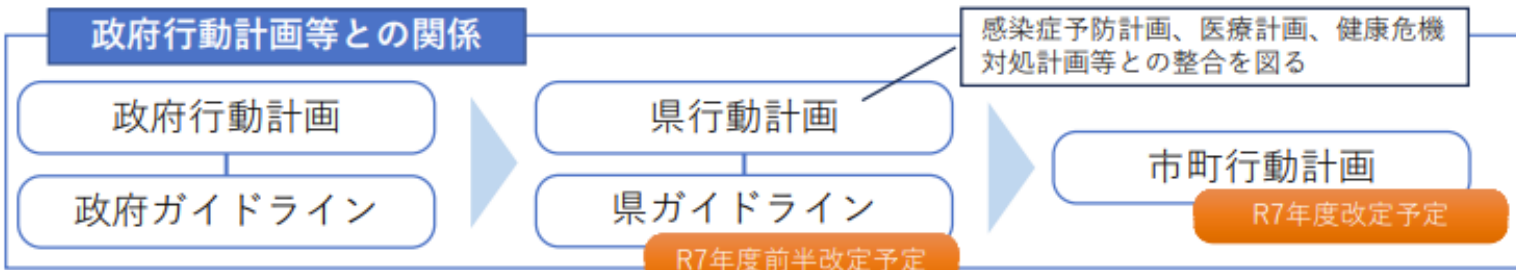
【目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ・県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【根拠】

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条

政府行動計画等との関係



令和6年度改定のポイント

1. 平時の準備の充実
 - ・医療機関等との協定締結による医療提供体制の準備・整備
 - ・自宅療養を前提とした医療提供や健康観察・生活支援の体制整備
 - ・高齢者施設等における感染症対応力の強化
2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定
 - ・全体を3期に分けて記載し、対策項目を6項目→13項目に拡充
 - ・5つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化
 - ※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
3. 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え
 - ・新型コロナウイルス等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた県の総合調整の実施や柔軟かつ機動的な対策の切り替え
4. DXの推進
 - ・情報収集・共有・分析・活用等の基盤を活用し、予防接種事務のデジタル化、病床の使用状況や対策物資の確保状況等の把握・共有、健康観察業務等の効率化による負担軽減
5. 実効性確保のための取組
 - ・実施状況を毎年度フォローアップ、他の計画との整合を踏まえ、おおむね6年ごとに改定

対策項目について

主要項目(旧計画)	主要項目(新計画)
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析
③情報提供・分析	③サーベイランス
④予防・まん延防止	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤医療	⑤水際対策
⑥県民生活及び地域経済の安定の確保	⑥まん延防止
	⑦ワクチン
	⑧医療
	⑨治療薬・治療法
	⑩検査
	⑪保健
	⑫物資
	⑬県民生活・地域経済

対応時期

準備期

初動期

対応期

参考)旧計画における対応時期

未発生期

海外発生期

発生早期

県内感染期

小康期

各対策項目のポイント

① 実施体制

- ・関係機関等が相互に連携を図り、実効的な対策を実施
- ・平時から人材の確保・育成や実践的訓練を通じた対応力強化

② 情報収集・分析

- ・感染症の特徴や県内の発生状況等の分析・リスク評価による感染症対策と社会経済活動との両立を見据えた対策の実施

③ サーベイランス

- ・関係機関との連携強化やDXの推進を含む感染症サーベイランスの体制構築

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から双方向のリスクコミュニケーションの在り方を整理
- ・県民の感染症に関するリテラシーの向上のための取組を実施

⑤ 水際対策

- ・国等と連携し、居宅待機者等に対する健康状態の確認等を実施

⑥ まん延防止

- ・適切な医療の提供と併せて、まん延防止対策を講じ、医療提供が対応可能な範囲に患者数を抑制

⑦ ワクチン

- ・市町等と連携して接種体制や実施方法を検討し、発生時には、医療従事者等の協力を得ながら、迅速なワクチン接種を実施

⑧ 医療

- ・平時から医療機関等と医療措置協定等を締結し、有事における医療提供体制を確保
- ・医療機関等の関係者を交えた訓練や研修の実施

⑨ 治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザ薬の備蓄等による有事の危機対応能力の強化

⑩ 検査

- ・地方衛生研究所等や医療機関等との連携により、患者の早期発見、適切な医療を提供

⑪ 保健

- ・県、保健所等による検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、健康観察等を実施
- ・高齢者施設等対応人材の養成・資質向上

⑫ 物資

- ・対策物資を関係機関が十分に確保できるよう備蓄を推進し、有事には、需給状況により医療機関等に対し必要な個人防護具を配布

⑬ 県民生活・地域経済

- ・感染状況に応じた感染拡大防止や社会経済活動の安定確保

【医師会】主な役割(準備期)

抜粋	内容	補足
第3部 第7章 ワクチン	ワクチンの供給体制	県は、国の要請に応じて、市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築する。
	ワクチンの接種体制	市町又は県は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、県医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
第3部 第11章 保健	人材の確保(平時)	県は、県医師会等の関係者と連携し、高齢者施設等に対し感染対策等に関する研修・訓練を実施するなど、高齢者施設等における人材の養成及び資質の向上を図る。

【医療機関・訪問看護ステーション】主な役割

抜粋	内容	補足
第2部 第1章 対策の目的及び 実施に関する 基本的な考え方等	医療措置協定の 締結	新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。
	業務継続計画策定 関係機関との連携	新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要。
	医療措置協定の 実行	新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

【消防】 主な役割(準備期)

抜粋	内容	補足
第3部 第8章 医療	訓練・研修会	県は、医療機関、医療人材(災害・感染症医療業務従事者を含む。)、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施する。
	医療提供体制の整理	県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設、障害者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。
	患者搬送に関する協議	県は、地域によっては、こどもや妊産婦、透析患者等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。
第3部 第11章 保健	患者の入院体制構築	県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において整理した相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。
第3部 第12章 物資	個人防護具の備蓄	県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

【県】 役割(準備期 抜粋)

抜粋	内容	補足
第3部 第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	情報共有の体制整備	県は、医療機関等の関係機関との情報提供・共有を円滑に実施するための体制を整備する。
第3部 第8章 医療	研修・訓練 医療体制の準備と 合意形成	県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応することができるよう支援を行う。

情報提供

栃木県感染症予防計画の医療措置協定の締結状況
令和7(2025)年3月28日 公表分

新興感染症発生からの一連の対応イメージ

想定する新興感染症

○対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

未発生期
海外発生期

①国内感染発生早期

大臣公表
→知事要請

②流行初期

公表後
3か月程度
→知事要請

③流行初期以降

公表後
6か月程度

(県北管内 確保病床)

那須赤十字病院
6床

＋
尾形クリニック
黒須病院
国際医療福祉大学病院
さくら産院
菅間記念病院
那須中央病院
室井病院
62床

発熱外来
62機関

＋
氏家病院
黒磯病院
国際医療福祉大学塩谷病院
菅又病院
那須北病院
那須南病院
矢板南病院
121床

発熱外来
103機関

感染症指定医療機関（7医療機関：36病床）

国内での感染発生早期（大臣の公表前）は、感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応

流行初期医療確保協定締結医療機関

流行初期（公表後3ヶ月後）は、感染症指定医療機関に加え、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関が中心となって対応

段階的に移行

全ての協定締結医療機関

流行初期以降は、公表後6ヶ月程度をめぐり、流行初期対応医療機関に加え、順次全ての協定締結医療機関で対応

※公的医療機関等には、医療の提供（①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣のうち1以上）を義務付け

連携

連携

確保病床(県北管内)

	国内感染 発生早期	流行初期	流行初期以降	重症者	精神疾患を 有する患者	妊産婦	小児	障害児者	認知症患者	がん患者	透析患者	外国人	自院患者のみ
那須赤十字病院	6	20	25	○		○	○		○	○	○	○	
尾形クリニック		1	1										
黒須病院		2	6	○									
国際医療福祉大学病院		23	23	○		○	○		○			○	
さくら産院		2	2			○							○
菅間記念病院		8	29						○			○	
那須中央病院		4	4										
室井病院		2	2		○								○
氏家病院			4		○								
黒磯病院			1						○				○
国際医療福祉大学塩谷病院			6										
菅又病院			2										
那須北病院			5										
那須南病院			8						○			○	
矢板南病院			3								○		○
計	6	62	121										

後方支援(県北管内)

	病床確保の協定を締結している 医療機関に代わって 一般患者の受入を行う	感染症から回復後に 入院が必要な患者の 転院受入を行う
黒磯病院	○	
那須中央病院		○
村井胃腸科外科クリニック		○
だいなりハビリクリニック		○
室井病院		○
医療法人井上眼科医院		○
氏家病院		○
尾形クリニック	○	○
黒須病院		○
さくら産院	○	○
菅又病院	○	○
高根沢中央病院	○	○
高野病院		○
塩原温泉病院	○	○
那須北病院	○	○
那須南病院	○	○
矢板南病院		○
計	8	16

人材派遣(県北管内)

医療機関名	医師	看護師	その他
高久内科医院	1		
那須中央病院		2	
室井病院	1	2	
氏家病院		2	
国際医療福祉大学塩谷病院	2	7	6
国際医療福祉大学病院		1	
菅間記念病院	3	5	4
菅又病院		2	
塩原温泉病院		2	
那須赤十字病院	1	2	1
那須南病院		2	
計	8	27	11

発熱外来(県北管内)

協定締結医療機関数	発熱外来	かかりつけ患者のみ対応可	小児の受入可
流行初期	62	10	31
流行初期以降	103	19	55

自宅療養者等への医療の提供(県北管内)

電話・オンライン診療				往診				かかりつけ患者・嘱託医・協力医療機関となっている施設のみ対応可
自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設	
43	12	34	16	16	5	17	6	15

訪問看護事業所(県北管内)

訪問看護が可能	対象者			
	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設
15	15	9	9	9

薬局(県北管内)

	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設
オンライン服薬指導が可能	95	80	75	69
訪問しての服薬指導が可能	72	63	66	59
薬剤等の配送が可能	98	81	79	71

情報提供

とちぎ感染症対応力強化プロジェクトについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者施設等において集団発生が多く発生したことを踏まえ、新興感染症等発生時においても対応できるよう、平時から各施設に感染対策の中心となる人材を配置するとともに、施設支援可能な専門家を確保することで、県内の感染症対応力の強化を図る。

1 高齢者施設等における感染対策コーディネーターの養成・配置

感染対策の中心となる人材(感染対策コーディネーター)を研修により養成し、各施設に1名以上を配置

【役割】

- ・平時から自施設の感染対策の推進や、研修・訓練等の実施
- ・感染症発生時における嘱託医や協力医療機関、保健所等と連携、及び適切な感染対策を実施

2 地域アドバイザーの選定

医師、薬剤師、看護師等感染管理の専門家(地域アドバイザー)を保健所圏域毎に複数名選定

【役割】

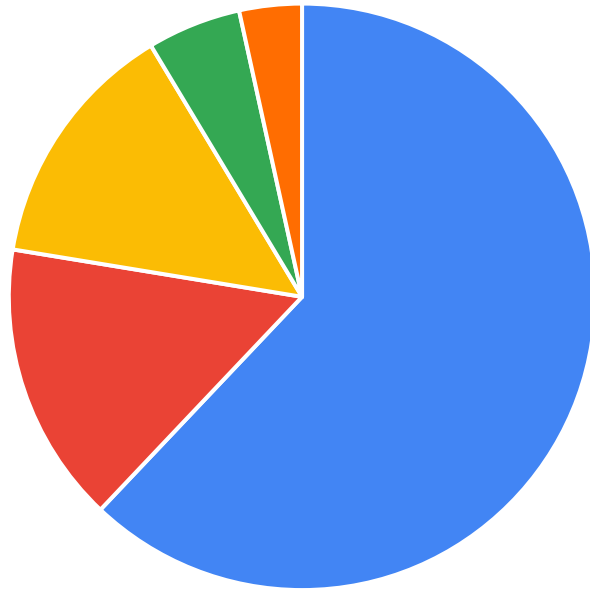
- ・平時から保健所を通じた施設等への感染対策の支援
- ・保健所開催の会議等による情報共有、研修・訓練への協力等による連携
- ・保健所の依頼に基づく、感染症発生時等における施設への感染対策の支援・指導

高齢者施設等における感染症対応力強化

R6実績、及びR7事業予定

R6(2024)年度 感染対策コーディネーター養成 54名

感染対策コーディネーター職種内訳



■ 看護師・准看護師 ■ 相談員 ■ 管理職 ■ 介護士 ■ その他

感染対策コーディネーター養成期間：R6～R8年度

※対象全施設に1名以上配置予定

対象施設：高齢者施設・障害者施設

(県北管内は200施設以上)

R7(2025)年度 事業予定

【コーディネーター養成研修日程】

開催日	地区	開催場所
6月23日	県北	那須庁舎 5階会議室
7月29日	県西	県西健康福祉センター
9月2日	県東	県東健康福祉センター
9月5日	宇都宮	栃木県庁北別館
10月15日	県北	那須庁舎 5階会議室

※ 開催時刻はいずれも 14:20～17:00

研修の申込は下記HPから行う

<https://www.tochigi-infectioncontrol.jp/study-group/>

【フォローアップ研修会＋活動報告会】

養成された感染対策コーディネーターの継続的な研修及び、コーディネーター同士顔の見える関係を構築する

開催日	開催場所
2月4日	那須庁舎 4階会議室

※こちらの申込は始まっていません

R7年度 当所における施設の感染症対応力強化に関する事業予定

【研修会】

対象	開催日	場所	講師	内容
保育施設 高齢者施設 障害者施設	10/1（水） 10/30（木）	那須庁舎 501・502	とちぎ感染症対応力 強化プロジェクトの 地域アドバイザー、 当所職員	・講義＋嘔吐物処理実習 ・ハイブリッド開催（講義のみ）

【栃木感染症予防ラウンド事業】 ※今年度より開始される事業

目的	栃木県感染症予防計画に基づき、集団生活を行っている施設に対して、平時から巡回訪問し、感染対策に関する助言を行うことで、当該施設における感染症対応力を向上させ、もって感染症の発生及びまん延の防止を図る
対象施設	高齢者施設、障害者施設、保育所、幼稚園及び小中学校等の集団生活を行っている施設のうち保健所が必要と判断した施設
事業内容	保健所の感染症担当職員が施設を訪問し、施設をチェックリストに基づき巡回し、施設内の感染対策に関する助言・提案を行う